

大分市特定外来生物の防除に関する基本方針

1. 背景及び目的

日本各地で、本来の生息、生育地以外の地域から人為で運ばれた生物(外来種)が引き起こす問題が発生しており、被害を抑えることが求められている。

こうした被害を防ぐため、国においては、平成 17 年 6 月、生態系や人的、農林水産業等の深刻な被害を及ぼす恐れのある特定外来生物の飼養や栽培、輸入等の規制、国等による特定外来生物の防除等の措置等を定めた「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」を施行した。

特定外来生物の選定については、明治元年以降に導入された外来生物を対象に、生態系等の被害防止を第一義に、科学的知見の現状、適正な執行体制の確保、社会的・経済的影響を考慮し、随時選定することとされており、植物や哺乳類、鳥類等 162 種類（令和 6 年 7 月 1 日時点）が指定されている。

また、人間活動の発展に伴い、人及び物資の移動が活発化し、国外又は国内の他地域から、生物が本来有する移動能力を超え人為によって意図的・非意図的に導入される生物が増加している現状において、その対応は喫緊の課題である。国はその対応について種類別に告示しているが、実質的な対応については各自治体に委ねている。

このようなことから、「大分市特定外来生物の防除に関する基本方針」を策定し、本市における特定外来生物の具体的な防除の指針とする。

2. 基本的な考え方

防除は、外来種被害予防三原則「入れない」「捨てない」「拡げない」を核に市民・事業者・行政が協働して行う。

また、人の生活環境に及ぼす影響や特定外来生物の定着段階に応じて国が示す方針を参考に、対策の実行可能性を考慮して行う。

3. 防除について

防除の具体的な手順は、別途定める「大分市特定外来生物対策マニュアル」により実施する。

4. 普及・啓発について

特定外来生物については、分布が拡大する前に早期に防除することが重要であることから、市民等に情報提供を求める。目撃情報や調査等により特定外来生物を確認した場合は、市民等に生息場所等の情報提供を行う。

また、特定外来生物対策を進めるためには、市民等の理解と協力が不可欠であることから、パンフレットやポスター、市ホームページ、環境教育副読本やまちづくり出張教室等を通して、特定外来生物に関する基本的な知識や防除方法、特定外来生物に対して取るべき措置等の普及啓発を図る。

平成 27 年 10 月 19 日制定
平成 29 年 3 月 28 日改訂
令和 3 年 9 月 14 日改訂
令和 7 年 1 月 31 日改訂